	仕 様 書
機器名	体外式膜型人工肺(ECMO) 補助循環用コンソール
	ECMOコンソール カート キャリー用バッグ

	要求	条件	
植助	循環用コンソール内訳	品番	数量
1 構	<b></b>		
(1)	ECMOコンソール一式	CARDIOHELPコンソール	1式
		日本仕様電源ケーブル	
		気泡・流量センサー(3/8″×3/32″用)	
		静脈側血液ガス分析プローブ	
		エマージェンシードライブ	
(2)	カート	スプリンターカート本体	1式
		CARDIOHELPコンソール用シェルフ	
		インフュージョンマスト	
		ガスシリンダーホルダー	
(3)	その他	CARDIOHELP搬送用ハンドキャリー	1式
(2)	専用モニターには常に流量(LPM)および回転数(RPM)が		
(1)	専用ディスポーザブル回路には長期使用シールレーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		
(3)	回転数は0~5000rpmの範囲で調整する機能を有す	けること	
(4)	0.5L/min以上の流量を維持するため、ポンプ回転	数が連動する流量制御機能(LPMモード)を有すること	
(5)	最低流量を0.1L/min~5.0L/minの間で警報設定す	ることが可能であり、設定値を逸脱する場合は警報音を	
	鳴らす機能を有すること		
(6)	最低回転数を500rpm~4500rpmの間で警報設定す	けることが可能であり、設定値を超える場合は警報音を	
	鳴らす機能を有すること		
(7)	本体に非常用バッテリーを内蔵しており、停電時	には自動で切り替わる機能を有すること	
(8)	本体の非常用バッテリーの運転可能時間はフル充	電時においての通常状態で約90分であること	
(9)	電源供給使用時において、非常用バッテリーが充	電される機能を有すること	
(10)	定格電力は100Vであり、周波数は50/60Hzである	こと	
(11)	本体付属の静脈プローブで静脈血酸素飽和度の測	定・表示が可能であること	
	また、表示範囲(精度)が40.0%~100.0%(±5%)で	あること	
(12)	本体付属の静脈プローブでヘマトクリット値の測	定・表示が可能であること	
	また、表示範囲(精度)が15.0%~50.0%(±5%)であ		

	また、表示範囲(精度)が5.0~15.0g/dl(±1.5g/dl)であること		
(14)	本体のみで圧力を最大4チャンネル測定・表示が可能であること		
	また、圧力の表示範囲が-500~900mmHgであること		
(15)	本体のみで温度を最大2チャンネル測定・表示が可能であること		
	また、温度の測定範囲(精度)が10.0~45.0℃(±0.5℃)であること		
(16)	防水基準としてIPX1以上の機能を有していること		
(17)	流量センサーの測定方式は超音波式であること		
(18)	気泡センサーの測定方式は超音波式であること		
	また、検出可能な気泡の直径が>5mm(0.065ml)であること		
(19)	流量センサーの測定方式は超音波式であること		
	また、流量表示範囲は-9.99~9.99LPMであること		
(20)	静脈血酸素飽和度、ヘマトクリット値、ヘモグロビン値の測定方法は光学式(分光光度式測定)であり、		
	かつ非接触であること		
2 納品			
(1)	横浜市立大学附属市民総合医療センターの指定の場所に納品すること		
(2)	当院の指定する場所から搬入可能であること。詳細は別途協議すること		
(3)	機器の搬入、据え付け、調整、及び必要に応じて既存装置の廃棄を行うこと		
(4)	設置時までに装置等の仕様変更があった場合は、最新の仕様で設置すること		
(5)	配送費用一切は本体価格に含むこと		
(6)	納品、稼働準備は、令和2年6月30日までに行うこと		
(7)	受入試験は、当院スタッフ立会いのもとに行うこと。試験内容等の詳細は別途協議すること		
(8)	機器の瑕疵については、無償でその対応を行うこと。また、動作障害などが発生した場合は、		
	早急に原因を究明し問題解決を図ること		
(9)	薬事法医療用具として了承済みの装置であること		
3 保守	・メンテナンス他		
(1)	発生した故障の修理、および定期点検を実施できる体制が整っていること		
(2)	通常の業務時間においては、ユーザからの障害連絡後、速やかに対応できる体制が整っていること		
(3)	請負業者は、システムの安定保守を努めるために、24時間365日のサービスセンタを設けていること		
(4)	夜間、休日などに修理が発生した場合、速やかに対応するため、現地に対応スタッフを備えていること		
(5)	引渡し後1年間、メンテナンス等含めて無償で製品保証すること		
	また、この保証期間が終了するまでに1回以上性能点検・安全性点検を実施すること		
	その点検結果を書面にて提出すること		
4 教育			
(1)	操作マニュアルは、全ての機器について日本語版で2部以上、PDF化したデータファイルを		
	1 部用意すること		
(2)	担当者に対して教育訓練を実施すること。各部門スタッフが周知するまで行うこと		
(3)	担当者が必要と認めた場合、繰り返し教育、訓練を行うこと		
5 その他			
(1)	その他、明記されてない事項で問題が生じた時は、信義則に則り各部署担当者及び		
	臨床工学技士と別途協議のうえ、決定すること		